

令和 5 年度指定管理業務
指定管理者第三者評価委員会評価結果

乙川河川緑地（殿橋下流左岸を除く）

	I 適正性 評価	II 有効性 評価	III 効率・安定性 評価	総合評価
担当課当初評価	適	適	適	B
担当課当初評価に対する第三者評価結果	妥当	妥当	妥当	妥当
担当課最終結果	適	適	適	B

< 第三者評価意見概要 >

担当課の評価は、妥当であると判断する。

適正性に関して、本施設の広大な管理区域において、適切に維持管理がされており、評価に値する。

効率性・安定性の評価に関しては、イベントの実施方法の工夫等により利用料金の増加や広告宣伝費の削減が図られていることを読み取ることができ、無駄なく効率的に運営されていると言える。

なお、有効性の評価に関しては、事業が左岸との連続性を考慮し実施されているよう見受けられる。一方で、乙川河川緑地（殿橋下流左岸）と同様に、利用者アンケートは1つのイベントにおける利用者と限られた時間帯の一般利用者のみを対象としており、十分な利用者ニーズの把握には一考の余地があると言える。

今後、指定管理者においては、共同企業体における構成企業相互の連携を強化し、一層充実した施設運営がなされることを期待したい。

また、行政としては、乙川河川緑地（殿橋下流左岸）及び乙川河川緑地（殿橋下流左岸を除く）の一体管理等について検討し、令和 9 年度以降の施設運営のあり方を検討されたい。